

平成27年5月15日

福島県議会議長 平出 孝朗 様

福島県議会政務活動費検討会

会 長 齋藤 勝利

事務所の賃貸借に関する取扱いについて（報告）

貴職より本検討会での検討を求められたこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 検討経緯

平成25年度の政務活動費において、事務所の賃貸借に関し不適切な処理があったことから、再発防止と政務活動費の更なる透明性を確保するため、他の検討事項に先行して、平成27年4月24日から3回にわたり協議を行い、その取扱いについて取りまとめた。

2 検討結果

- (1) 賃貸借契約書の作成を義務づけることとする。
- (2) 議員は、賃貸借契約書の写しを政務活動完了報告書の添付書類として会派の代表に提出することとし、会派の代表は、その写しを政務活動費収支報告書の添付書類として議長に提出することとする。
- (3) 契約の継続状況を確認するため、「活動報告書兼領収書の提出様式（議員執行用）」（様式5）及び「活動報告書兼支払証明書（議員執行用）」（様式6）に確認欄を設けることとする。

3 適用時期

平成27年度交付分から適用する。